

※発注品の「型式・材質・納期・仕様書記載品以外の同等品認定・その他の内容」等について疑義がある場合は、事前に仕様書記載の担当課へ直接問い合わせること(但し、担当者が一時不在の場合等があるので注意すること)。
担当者の事前承認なき場合は、仕様書記載どおりに履行すること。
見積書の質疑・同等品認定、随意契約伺への無承認事項の記載、落札後の条件変更等は認めない。

購入仕様書

件 名 水道用粉末活性炭（50%wet）

履 行 場 所 乙金浄水場

履 行 期 間 契約締結の日から

令和 8 年 1 2 月 1 5 日まで

契約不適合責任期間 受渡完了後 1 年

	品 名	規 格	数量	単位	備 考
1	水道用粉末活性炭 (50%wet)	別紙活性炭納入仕様書 の通り	4000	kg	

その他

① 契約後、下記担当者と打ち合わせること。

問い合わせ先
水道局浄水部乙金浄水場
担当者：中野
電 話：092-504-1031

活性炭納入仕様書

1. 品 名 水道用粉末活性炭（50%wet）

2. 数 量 4, 0 0 0 k g

3. 規 格 下記の要件を満たすもの。

(1) 品質

この規格に定める水道用粉末活性炭は、木質系のものを原料とし、水蒸気賦活法により製造されたもので、品質は以下のとおりとする。

フェノール価	2 5 以下
A B S 価	5 0 以下
メチレンブルー脱色力	1 5 0 ml/g 以上
ヨウ素吸着性能	9 0 0 mg/g 以上
p H 値（1 %懸濁液の浸出液）	4 ～ 1 1
塩化物イオン	0 . 5 %以下
電気伝導率（1 %懸濁液の浸出液）	9 0 0 μ S/cm 以下
乾燥減量	5 0 %以下
ふるい残分（ふるい目開き 7 5 μ m）	1 0 %以下

(2) 水道法第5条第4項の規定に基づく「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成12年2月23日厚生省令第15号）の第一条第十六号別表第一における基準に適合すること。

なお、最大注入率は水分50%（乾燥重量50%）のもので100 mg/lとする。

(3) 評価方法

規格の(1)はJWWA K113:2005（水道用粉末活性炭）に、規格の(2)は最新の「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」（厚生労働省健康局水道課）に基づくものとする。

4. 提出物

(1) 初回納入時

納入業者は、納入時までには下記の①及び②を水道局（乙金浄水場）に提出すること。ただし、②については納入日の7営業日前までに提出すること。

① 製品の試験成績表（3 規格（1）及び（2）に適合したもの）

- ・ 自社又は第三者検査機関（水道法第20条に基づく登録検査機関、建築物衛生法に基づく飲料水水質検査事業所、環境計量証明事業登録（濃度）事業所（公社）日本水道協会品質認証センター）で発行した成績表。
- ・ 3 規格（1）の試験成績表は納入する製品と同一ロットの試験結果が記載されたものとする。
- ・ 3 規格（2）の試験成績表は契約日前1年以内に発行されたものとする。

②納入する製品と同一ロットのサンプル（500 g 程度を2本）

(2) 2回目納入以降（納入毎）

納入業者は、納入時までには下記の①を水道局（納入場所）に提出すること。

また、乙金浄水場係員より②の提出を求められた場合には、納入日の7営業日前までに提出すること。

①製品の試験成績表（3 規格（1）に適合したもの）

- ・ 自社又は第三者検査機関（水道法第20条に基づく登録検査機関、建築物衛生法に基づく飲料水水質検査事業所、環境計量証明事業登録（濃度）事業所（公社）日本水道協会品質認証センター）で発行した成績表。
- ・ 3 規格（1）の試験成績表は納入する製品と同一ロットの試験結果が記載されたものとする。

②納入する製品と同一ロットのサンプル（必要に応じて）

- ・ 提出を求められた場合は、随時提出すること。

5. 品質の保証

水道局が、納入された同一ロットのサンプル及び納入製品の抜き取り検査を実施した結果、本仕様に不適合と認定した場合、納入業者は速やかに本仕様に適合した製品を納入しなければならない。

6. 納入場所 乙金浄水場（福岡県大野城市乙金台3-12-1）

7. 契約方法

総価契約

8. 履行期間

契約締結の日から令和8年12月15日まで

9. 納入の方法

- （1）Wet 重量10kg 詰めのものとする。
- （2）道路交通法及びその他の関係法令を遵守すること。
- （3）納入日時及び納入方法は、事前に乙金浄水場職員と打ち合わせること。
- （4）納入の際、使用済み空袋およびパレットを回収すること。

10. 安全管理

労働安全衛生法等関係法令規則の定めるところにより、常に安全管理に必要な処置を講じ、労働災害発生等の防止に努めること。

11. その他

仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、水道局及び納入業者協議のうえこれを定める。

12. 発注担当課 乙金浄水場 浄水第1係 （TEL：092-504-1031）